

特定非営利活動法人  
化学物質過敏症支援センター  
事務局長 綱代太郎 様

要望書を拝見しました。シックハウス症候群、化学物質過敏症、住まいと衛生への板橋区保健所の取り組みについてお答えいたします。

ここ数年、住まいを原因とする健康被害が急増しており、社会的にも大きな問題となっておりますが、板橋区保健所でも区民の方々への普及啓発に努め、安全で快適な居住環境づくりができるよう疾患発生予防対策に取り組んでいるところです。

取り組みの第一は、喘息などのアレルギー疾患を少しでも減らすことを目的とし、結露、カビ、ダニの発生しにくい環境づくりのアドバイスを行っております。また、シックハウス症候群対策につきましては、ホルムアルデヒド、トルエン、パラジクロロベンゼンに対する相談及びその測定（S-20による検知管簡易測定）を行っており、必要に応じて関連部署（保健師、教育委員会、営繕、場合によっては施工業者）との連携をとりながら対応をしております。さらに、区職員あるいは区民に対して講習会等を開催し、認識を高めるよう努めています。

第二には、乳幼児を対象とした4ヶ月健診及び喘息二次健診（喘息が疑われる子への予防事業）、妊婦を対象とした母親学級において、喘息予防事業の一環として集団及び個別相談に応じており、その際に化学物質の危険性についても啓発しています。さらに、住まい方の改善が必要と思われる方には、各住居にお伺いし温度、湿度、二酸化炭素、一酸化炭素、浮遊粉じん、ホルムアルデヒド、トルエン、パラジクロロベンゼン、ダニ生息数、ダニ抗原量などの精密検査を実施し、効率のいい換気の方法など適切なアドバイスを行っております。

禁煙対策につきましては、昨年健康増進法が施行されたことを機会に関係営業施設等に対して文書を発信し、普及啓発を行ったところです。引き続き協力が得られるよう努力してまいりたいと思っております。

板橋区保健所では区民の方々が安心して暮らせるよう様々な相談に応じていきたいと思っておりますので、今後の区政に対しご理解とご協力をお願いいたします。

平成16年3月31日

板橋区保健所長 大井



[担当：板橋区保健所生活衛生課環境衛生 電話 3579-2335]